

尾道市頑張る観光事業者応援事業

広島県の外出機会の削減要請等の影響（広島県集中対策期間 R2.12～R3.2）により、売上が減少した事業者の事業継続を支援します。

対象

- ・尾道市内に本社があり、かつ、尾道市内に事業所を有している中小企業者又は個人事業主等

対象事業者

観光事業者で次のいずれかに該当する者

○宿泊事業者（旅館業、住宅宿泊事業）

○旅行業者又は旅行業者代理業者

○「おのみち GO(ゴー)!GO(ゴー)!キャンペーン」事業又は「おのみちレンタ de おとくーぽん」事業の登録事業者

○体験型観光メニュー等の着地型観光商品を提供する観光事業者

○観光客を顧客として商品を販売する店舗

○観光土産品を製造又は卸売りする事業者

○観光イベント関連事業者（企画・運営・音響・照明・工事・各種リース等）

○観光関連の印刷、デザイン、広告宣伝を行う事業者

○レンタカー事業者（観光目的以外を除く）

7月1日から
対象事業者拡大

※支援金交付要件については裏面をご覧ください

支援金額

1事業者当たり30万円（1事業者につき申請は1回限りです）

申請期間

令和3年5月21日(金)から令和3年8月31日(火)

※予算額に達した場合は、受付を終了します。



申請に必要な書類

(1) 交付申請書

(2) 誓約書兼同意書

(3) 法人の場合

履歴事項全部証明書の写し

個人事業主の場合

住所・氏名・生年月日が分かる運転免許証等の公的証明書類の写し

(4) 令和2年12月から令和3年2月までのいずれかの月の売上が対前年同月比30%以上減少していることを証する書類（当年と前年の比較する月の売上台帳の写し等）※新規創業者の売上比較方法はQ&Aをご覧ください

(5) 市税完納証明書（申請前1か月以内に発行されたもの）

(6) 直近の確定申告書の写し

(7) 広島県「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」宣言書の写し

(8) その他市長が必要と認める書類（上記(1)～(7)で要件等が確認できない場合等）

期間延長

(支援金交付要件)

- 広島県の集中対策に基づく外出機会の削減要請等の影響を受けていること
 - 令和3年1月1日までに事業を開始していること
 - 令和2年12月～令和3年2月のいずれかの月の売上が対前年同月比30%以上減少していること（新規創業者の売上比較方法はQ&Aをご覧ください）
 - 広島県が実施する「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の登録を行っていること
 - 広島県の「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力支援事業」、「頑張る飲食事業者応援事業」、「頑張る飲食店納入事業者応援事業」、本市の「尾道市公共交通事業者運行継続支援金」に基づいた給付を受けておらず、今後も給付を受けないこと
 - 今後も事業を継続する意思があること
 - 尾道市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等でないこと
 - 市税の滞納がないこと
- ※その他、交付要綱、手引き、Q&Aをご参照ください

申請方法

新型コロナウイルス感染防止のため、申請書類は**原則郵送**で提出してください

【申請書送付先・問い合わせ先】7/1以降
〒722-8501 尾道市久保一丁目15番1号
尾道市役所 観光課観光係
TEL：0848-38-9184 FAX：0848-37-2377
受付時間：平日8時30分から17時（土日祝日を除く）担当 岩田

詳しくは

申請書様式
はこちら➡

